



宮 崎 県 公 報

平成30年12月6日(木曜日)号外 第46号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

<p>選挙管理委員会告示</p> <p>○宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額…………… 1</p>	頁	<p>○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1</p> <p>○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 1</p>
--	---	---

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第54号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成30年12月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

候補者一人につき 30,643,800円

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月5日現在次のとおりである。

平成30年12月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,411人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,067人

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月5日現在次のとおりである。

平成30年12月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	111,083人
都城市選挙区	45,588人
延岡市選挙区	34,681人
日南市選挙区	15,200人
小林市・西諸県郡選挙区	15,584人
日向市選挙区	17,094人
串間市選挙区	5,311人
西都市・西米良村選挙区	8,977人
えびの市選挙区	5,595人
北諸県郡選挙区	6,885人
東諸県郡選挙区	7,613人
児湯郡選挙区	19,428人
東臼杵郡選挙区	7,999人
西臼杵郡選挙区	5,812人